

唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域には保安林が含まれており、現段階の計画では、その一部を改変することとなっているため、樹木の伐採等による水環境や生態系等への影響が懸念される。

このため、風力発電機の配置や搬出入経路等について、さらなる検討を行い、保安林の直接改変を最小限に抑えることにより、環境影響を回避又は可能な限り低減すること。

2 個別的事項

【騒音及び超低周波音】

- (1) 本事業の実施により、1 地点において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 環境省）に示される指針値を超過する予測となっているため、防音材、振動防止材の取り付けなどのさらなる環境保全措置を検討すること。

特に、影響が及ぶと予測される地域の周辺住民等に対しては、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めるとともに、環境監視の実施を検討し、本事業による環境影響の分析に努めること。

また、環境監視の結果を踏まえ、必要に応じ、影響が及ぶ時期・時間帯における運転停止などの追加的な環境保全措置を講ずることにより、騒音及び超低周波音による影響を回避又は可能な限り低減すること。

【風車の影】

- (1) 本準備書における風車の影による生活環境への影響の評価は、稼働中の他社風力発電事業との累積的影響を考慮しない場合のみについて言及しているが、累積的影響を考慮した場合、海外のガイドラインの指針値を超える住居等が複数存在する予測となっている。

このため、特に、影響が及ぶと予測される地域の周辺住民等に対しては、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めるとともに、環境監視の実施を検討し、本事業による環境影響の分析に努めること。

また、環境監視の結果を踏まえ、必要に応じ、影響が及ぶ時期・時間帯における運転停止や住居等に影響する影を視覚的に遮る措置などの追加的な環境保全措置を講ずることにより、風車の影による影響を回避又は可能な限り低減すること。

【水質】

- (1) 工事の実施等に伴う河川、水路、ため池等への水の濁り、汚れ等の影響に対して、「沈砂池の設置」などの環境保全措置を講ずることとしているため、事業の実施に当たっては、これら環境保全措置の確実な実施に努め、水質への影響を回避又は可能な限り低減すること。

【動物・植物】

- (1) 本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、カラスバト、ハヤブサ、チゴモズなどの鳥類やカスミサンショウウオ、ヤマアカガエルなどの両生類といった希少な動物種が数多く確認されており、自然環境への影響が強く懸念される地域である。このため、本事業の実施に当たっては、自然環境に対する影響を回避又は可能な限り低減することが重要である。

しかし、生息地等への影響については、樹林地等の改変率がわずかであることなどから影響はほとんどないものと予測しているが、これらの理由は十分な科学的根拠に基づくものとは言い難い。

したがって、評価書の作成に際しては、適切な調査、予測及び評価の結果を十分な科学的根拠と併せて記載するとともに、重大な影響が及ぶおそれがある場合は、風力発電機の基数の削減及び配置の再検討等を行うことにより、影響の回避又は低減を図るための環境保全措置を講ずること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺では、サシバの営巣が複数の営巣期及び場所で確認されており、現段階の計画では、高利用域内に風力発電機が設置されることとなっている。

しかし、営巣への影響については、風力発電機周辺に迂回可能な空間が確保されていること、また、潜在的営巣場所の改変率がわずかであることなどから影響はほとんどないものと予測している。

これらの理由は十分な科学的根拠に基づくものではなく、予測には大きな不確実性を伴うものと考えられるため、事後調査を実施し、その結果、重大な影響が確認された場合は、稼働調整などの追加的な環境保全措置を講ずること。

【景観】

- (1) 本事業における風力発電機は、最大高さ133.5m・ローター直径108mであり、周辺景観への影響が懸念される。

唐津市は、唐津市全域が「景観計画区域」となっているため、周辺地域の眺望点からの景観に配慮した位置・形態・意匠・規模にするとともに、風力発電機の塗装色については、環境融和塗装色にするなど周辺環境へ配慮し、景観への影響を回避又は可能な限り低減すること。